

天鷲城「レストラン・売店」出店者 募集要項

1. 趣旨

天鷲村のにぎわいの創出及び来場者のくつろぎの場を提供するとともに、飲食サービス及び地元産品の提供を行うなど、地域産業の活性化を図る意欲のある事業者を募集する。

なお、出店者は、民間事業者として優れた企画力および経営力を十分に発揮し、地場産品を活用したメニューの開発・提供のほか、近隣観光施設との連携により、積極的な誘客に努めるものとする。

2. 施設の概要

- | | |
|-----------|--------------------------|
| (1) 所在地 | 秋田県由利本荘市岩城亀田亀田町字亀田町 92-2 |
| (2) 施設の名称 | 天鷲城 |
| (3) 出店エリア | ・ レストラン 146㎡
・ 売店 78㎡ |

3. 使用許可日

応相談

4. 応募資格

- (1) 趣旨を理解し、管理運営やイベント等に対して協力できる法人または個人であること。
なお、営業経験は問わない。
- (2) 営業または従事に際し、資格または免許を必要とするものについては、資格免許を有する者を従事させること。ただし、応募時点で資格または免許を有しない場合でも、必要な時期までに取得可能であれば構わない。
- (3) 公租公課を完納していること。
- (4) 過去の営業において法令に違反し、罰則等を受けたことがない者であること。
- (5) 会社更生法（昭和 27 年法律第 172 号）に基づく更生手続き開始の申し立てをしていない者または申し立てをされていない者であること。
- (6) 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続き開始の申し立てをしていない者または申し立てをされていない者であること。
- (7) 事業者の代表者、役員又は使用人その他従業員もしくは構成員等が、由利本荘市暴力団排除条例第 2 条第 1 号に規定する暴力団、同条第 2 号に規定する暴力団員に該当せず、かつ、将来にわたっても該当しないこと。また、上記の暴力団、暴力団員が事業者の経営に参画していないこと。

5. 出店条件

(1) 店舗の営業日および営業時間

天鷲村の営業時間内とする。

- ①営業日 火曜日から日曜日（休村日：月曜日及び12月28日～1月3日）
- ②営業時間 午前9時から午後5時
(11月1日～2月28日までの期間は、午前9時から午後4時)
レストランは午前11時～午後2時頃の営業を目安とする。

(2) 運営について

- ・レストランは、飲食店営業許可の範囲内で食事を提供するものとする。
- ・売店は、小売店で取り扱う商品や農産品、特産品等の販売を行うものとする。

(3) 付帯サービスの提供

店舗営業のほか、次のようなサービスに対応できるよう努めること。

- ①県・市内の観光情報の提供（ポスター掲示等）
- ②各種イベント等の開催にかかる協力（積極的な販売対応等）

(4) 経費等の負担

- ①出店者に対するテナント使用料は、

レストランが月額94,000円、売店が月額50,000円とする。

ただし、地元産品の活用・販売など地域産業の振興に資する場合は、テナント使用料を初年度は免除とし、2年目以降については経営状況を踏まえ、持続的経営が困難になる恐れがあると認められた場合は、協議の上、減免等の措置を講じるものとする。

- ②電気、ガス、水道、ゴミ処理等、必要な管理経費は出店者の負担とする。

③修繕については、市と出店者との協議によるが、原則として建物に付随する設備は市の負担で行うものとする。なお、店舗内の内装工事は、市との協議により認められる範囲で可能とするが、出店者の負担で行うものとする。

(5) 主な使用可能備品

○レストラン

- ①ガス炊飯器
- ②麺茹で機
- ③ガスコンロ（3口・魚焼き機付き1台、5口1台）、ガスローレンジ（1口1台）
- ④フライヤー
- ⑤食器洗浄機
- ⑥冷凍冷蔵庫、台下冷蔵庫、冷凍庫（2台）
- ⑦製氷機
- ⑧流し台（3台）
- ⑨調理台
- ⑩グリル
- ⑫ローテーブル（5台）
- ⑬テーブル（12台）・椅子（34脚）

○売店

- ①物品陳列棚
- ②陳列棚（冷蔵）

(6) 使用許可期間

4月1日から3月31日までとし、運営に支障等その他特別な事由がない場合は、原則、翌年度においても同期間で継続することとする。

なお、出店者が翌年度の継続を希望しない場合は、その3カ月前までに申し出ることとする。

(7) その他

- ①使用許可が解除されて閉店する場合は、店舗内の原形復旧を基本とする。
- ②備品等は現状で使用し、維持管理は出店者の負担で行うこと。
- ③施設敷地内は禁煙とする。

6. 申し込み方法

(1) 提出書類（各1部）

- ① 出店申込書（様式第2号）
- ② 事業計画書（様式第3号および添付書類）
- ③ 事業に必要な許可・免許等の写し
- ④ その他
 - ア 個人の方
 - ・履歴書（写真添付）
 - ・完納証明書または未納がない証明書（原本または写し）
（市町村が発行するものおよび税務署発行の消費税の納税証明書「その3の2」）
 - イ 法人の方
 - ・会社概要
 - ・直近の収支決算書、財産目録、貸借対照表またはこれに類する書類
 - ・登記簿謄本および定款（原本または写し）
 - ・完納証明書または未納がない証明書（原本または写し）
（市町村が発行するものおよび税務署発行の消費税の納税証明書「その3の3」）

(2) 提出方法

応募書類の提出は、持参もしくは郵送とする。

(3) 提出期間

随時募集

(4) 提出先

由利本荘市役所岩城総合支所産業建設課

(5) 審査方法

- ①所定の審査基準により、提出書類審査等を行う。
- ②審査結果は、郵送により通知するとともに、出店決定者を公表します。
なお、出店者の選定については一切異議申し立てしないこと。

7. その他

- (1) 応募に要した経費は、すべて申込者の負担とする。
- (2) 応募者からの応募書類は、返却しない。

8. 出店スケジュール

審査結果通知後

9. 申込先

由利本荘市岩城総合支所産業建設課

〒018-1392 秋田県由利本荘市岩城内道川字新鶴潟 50

TEL 0184-73-2014 FAX 0184-73-2131

E-MAIL iw-sanken@city.yurihonjo.lg.jp

10. その他

募集要項に記載がない事項については、協議により決定する。

<添付資料一覧>

資料1 施設平面図

(1) スケジュール

- ・ 質疑書
 随時受け付け
- ・ 応募書類の提出
 随時受け付け
- ・ 審査後、結果通知
- ・ 開店準備、開店は協議により決定する。

※現地見学等は随時受付

※詳細は、岩城総合支所産業建設課までお問い合わせください。

(2) 出店者募集に関する質疑

募集要項等の内容に質疑がある場合には、質疑書（様式第1号）に記載のうえ、由利本荘市役所岩城総合支所産業建設課に持参するか、郵送、FAX、メールで提出すること。回答は、質疑書を提出した1週間後までにFAXかメールで行う